

令和3年第1回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年1月25日(月)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	石澤 清治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	石澤 清治	午後2時16分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤 明 廣	出	11	内田 平 三	出
2	石澤 清 治	出	12	坂本 和 彦	欠
3	八木 秀 雄	出		坂本 規 男	出
4	柴崎 高 志	出		柴崎 徹	出
5	室岡 重 雄	欠		加藤 和 明	出
6	新井 一 弘	出		須賀 正 光	出
7	小和 瀨 守	出			
8	石田 裕 司	出		吉田 一 行	欠
9	小野 田 房 良	出		關谷 利 男	出
10	中嶋 安 男	欠		小淵 美 喜 夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春
 次長 清水周二
 書記 青木智史
 書記 俣田和之

発 言 者	内 容
事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第1回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、室岡重雄委員、中嶋安男委員、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
事務局長	<p>令和3年第1回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第1号から議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第3号から議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第6号から議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第9号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第10号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、八木秀雄委員と柴崎高志委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第1号から議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第1号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第1号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、御家族とともに、ネギの栽培を中心に行っております。申請地におきましては、譲受人である〇〇さんが所有の隣接地でネギの栽培を行うにあたって一体利用したいということから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>八木委員。</p>
八木委員	<p>1月22日の午後現地に行き、私八木が、譲受人である〇〇さんとヒアリングを行いました。隣地の宅地造成によって、実質4メートルの道路に接している土地となります。申請地の奥</p>

発 言 者	内 容
	<p>には、現在、譲受人である〇〇さんが1年おきにネギを栽培している、約8畝の畑がございます。従来この畑に出入りしていたのが、敷地の北東からの細い公道のみということで、舗装道路からかなり奥まっております。遠回りをせずに畑にアプローチできる進入路としての利用も見越して、申請地の取得を考えたということでした。特に問題のないものと思われま</p> <p>すので、御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは現在、御家族とともに、麦、盆栽の栽培を中心に行っております。申請地北側に隣接する所有地とともに、申請地において、麦の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、譲受人である〇〇さんの所有している農地におきまして、届出の無い農業用施設があるため、軽微変更の手続きの指導をしております。軽微変更の申請の受理が許可の条件となっております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和につきまして、先ほど申し上げた点以外につきましては、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>小和瀬委員。</p>
小和瀬委員	<p>1月22日、野澤委員と現地確認並びに聞き取りを行ってまいりました。申請地は、住宅地の真ん中で、南傾斜の農地であります。譲渡人である〇〇さんにお話を伺うと、御本人さんは高齢で、お子様も畑までは面倒を見られない状況であることから、荒れた状態にしたり、手入れをすると風でほこりになり、住宅の人に呼び出され、大変な思いをしていたそうです。できれば隣接地の所有者である〇〇さんに耕作してもらえたらということで話をしたところ、売買ということになったそうです。何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第3、議案第3号から議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、駅や学校などの周辺に生活環境が整っており、需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのことです。</p>
事務局	<p>なお、1月22日金曜日時点で、現地にトラックが停めてあり、指導をしておりますが、本日から明日までに撤去するというようになっております。この改善が済むことが、許可の要件となっております。</p>
事務局	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
事務局	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
八木委員	<p>八木委員。</p>
八木委員	<p>1月22日に、私八木が事前に現地を確認し、午後申請者宅に伺い、聞き取りを行いました。</p>
八木委員	<p>2階建て4所帯を2棟、合計で8所帯の賃貸住宅を建設予定とのこと。申請人の話では、所有地の中で、他にも遊休農地が何か所かあり、管理作業も大変になってきているので、賃貸住宅経営を考えたということであり。敷地は、周囲との高低差もほとんどない平坦な畑でありまして、西側の道路の幅員も確保されると思われ。周囲の農地などにも影響は少なく、特に問題はないものと思われ。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第4号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、長年農業用倉庫や出入り口として利用しておりましたが、許可を取らずに使用していたことが分かり、正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのこと。そのため、始末書が添付されており、また、追認としての申請となっております。</p>

発 言 者	内 容
議 長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は、第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石田委員。</p>
石田委員	<p>1 月 23 日の午前中に、中嶋委員、須賀委員と一緒に、現地調査及び面談を行いました。現地については、既に養蚕ハウスが建っておりますが、これは申請者の父親が建てたものであり、申請人は長年に渡り、無許可であったことは知らなかったらしいです。今回の 5 号議案の申請に伴い発覚したもので、正式な許可を取るため、申請に至ったとのことでした。</p> <p>なお、本件の始末書を提出しており、面談の中で、農業に意欲的などころも見受けられ、特段の問題はないものと思われまます。よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 5 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 5 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、既存集落が形成されており、駅や保育園など、周辺に生活環境が整っており、需要が見込めることから、今回の申請に至ったとのことでした。</p>
議 長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p>
内田委員	<p>1 月 23 日の午後、石澤委員と私、そして申請人にも来ていただき、現地を確認してまいりました。申請地近辺は、住宅地、またアパートも建っている場所でありまして、アパートの需要はあり、問題はないものと思われまます。よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 6 号から議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 6 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 6 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>現在も車通勤の増加などで駐車場が足りておらず、通路に止めている状態となっており、また、新規採用職員も募集を考えていることから、事業地に近いところで探していたところ、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>1 月 22 日に、坂本委員さんと現地を確認してまいりました。現地はきれいにしており、耕作されております。ミカンなど、多少果樹もありますが、駐車場にするということで、問題はないものと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 6 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 7 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 7 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請人は現在、実家に暮らしておりますが、手狭になったため敷地を探していたところ、土地を貸してもらえることになり、次の議案とも関連がありますが、店舗も地続きで建てる</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>ことが可能であることから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p>
須賀推進委員	<p>1月23日の午前中に、中嶋、石田両委員と私須賀の3人で、現地調査及び面談を行いました。本件については、昨年2月の農業振興地域促進協議会で審議いただいたものであります。当時の所有者の方はお亡くなりになり、譲渡人である〇〇さんが相続したため、〇〇さんが申請人となっております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。現地についても、昨年2月に調査したときと全く変わっておりません。問題ないものと思われまますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第8号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第8号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、ビルの一室を借りて美容室を営んでおりますが、経営が安定してきたことや、先ほど御審議いただいた自宅の近くに店舗が構えられれば、子どもの世話もでき、現在の美容室から距離も離れていないため、今回の申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>須賀委員。</p>
須賀推進委員	<p>7号議案と同様、3人で、現地調査及び面談を行いました。7号議案と関連がありまして、詳細については、先ほどの事務局の説明のとおりであります。こちらも昨年2月の農業振興地域促進協議会で御審議をいただいたものでありまして、問題はないものと考えます。よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

発 言 者	内 容
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 8 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 9 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 9 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページから 10 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 9 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 7 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の貸付人)以下 55 人です。</p> <p>合計 136 筆で、143,317 平方メートル、そのうち、田が 99 筆で、108,376 平方メートル、畑が 36 筆で、34,022 平方メートル、樹園地が 1 筆で、919 平方メートルとなります。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第 6、議案第 10 号、農用地利用配分計画の案についてですが、關谷利男委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。 (關谷委員 退席)。</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 10 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 11 ページから 21 ページを御覧ください。</p> <p>それでは、議案第 10 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもの</p>

発 言 者	内 容
	<p> でございます、同法の第 19 条に基づき、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画案の作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。 </p> <p> 農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸付希望者を募集し、農地を借受けます。農地中間管理機構が借受けた農地は、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した人の中から、適切な貸付相手方を選定したうえで、認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付けを行うという事業でございます。 </p> <p> 本町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区に加え、昨年度、用土地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。今年度、新たに、上郷南・中郷地区、牟礼地区及び今市地区の 3 地区の拡大に向けて、手続きを進めてきたところでございます。 </p> <p> 先ほど御審議をいただきました、議案第 9 号の農用地利用集積計画の整理番号 43 から 136 の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借受けます。その借受ける農地を、どの借受希望者に貸付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画の案でございます。 </p> <p> 借受ける該当農地につきましては、11 ページから 17 ページを御覧いただければと思います。借受希望者に関しまして、御説明いたします。1 番から 14 番につきましては、用土地区の農地であり、(議案書の番号 1 の賃貸借の設定等を受ける者)外 7 名となります。15 番から 42 番につきましては、上郷南・中郷地区の農地であり、(議案書の番号 15 の賃貸借の設定等を受ける者)外 2 名となります。43 番から 50 番につきましては、牟礼地区の農地であり、(議案書番号 43 の賃貸借の設定等を受ける者)1 名となります。51 番から 94 番につきましては、今市地区の農地であり、(議案書の番号 51 の賃貸借の設定等を受ける者)外 3 名となります。 </p> <p> 18 ページから 21 ページにつきましては、対象地区の図面となっており、赤枠で囲われている農地が、今回の配分計画の農地でございます。 </p> <p> 面積、集積率に関しまして、御説明させていただきます。用土地区につきましては、今回、田 14 筆、20,843 平方メートルが追加となり、今まで集積された面積も合計をしますと、300,732 平方メートルで、集積率は 13.45%となります。上郷南・中郷地区につきましては、田 28 筆、17,718 平方メートルが集積され、集積率は 29.87%となります。牟礼地区につきましては、田 8 筆、12,077 平方メートルが集積され、集積率は 24.94%となります。今市地区につきましては、田 44 筆、50,939 平方メートルが集積され、集積率は 43.21%となります。 </p> <p> なお、御承認をいただきました後に、町から農地中間管理機構に、この配分計画の案を送付し、その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可・公告を行うという流れとなっております。 </p> <p> 説明は、以上でございます。 </p> <p> 議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声) </p> <p> 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手) </p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり意見なしで、町へ報告いたします。 (関谷委員 着席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。 委員さんから、何かございますか。 (委員からなしの声)</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局長	<p>事務局から 3 点、御連絡を申し上げます。 1 点目でございます。次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。2 月 26 日金曜日の午前 10 時 00 分から促進協議会、午前 10 時 45 分から総会をお願いいたします。時間が午前中となっておりますので、御注意ください。繰り返します。2 月 26 日金曜日の午前 10 時 00 分から促進協議会、午前 10 時 45 分から総会をお願いいたします。 2 点目でございます。昨年、皆様に御協力をいただきました、令和 2 年度 7 月豪雨災害義援金の寄附の関係で、寄附金控除の手続きについての連絡がありました。寄附金控除の御希望があれば、事務局で取りまとめて、全国農業会議所に預り証の発行申請を行います。お手数ですが、御希望される方は挙手をお願いいたします。 (事務局 確認)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。事務局で発行申請いたしまして、届き次第、お渡しできればと思います。 3 点目でございます。大里農業委員会連絡協議会より、農業委員会研修テキスト 2 冊が届きましたので、本日机上配布させていただきました。今後の活動を行うにあたりまして、御参考いただければと思います。</p>
議長	<p>以上、よろしく願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは他に無いようですので、令和 3 年第 1 回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。 (起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>八木秀雄委員 柴崎高志委員</p> <p>以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和3年1月25日</p> <p>議 長 石澤清浩</p> <p>委 員 八木秀雄</p> <p>委 員 柴崎高志</p>